

戸田市議会における情報通信機器の使用基準

平成26年2月5日議長決裁
(議会運営委員会決定)

(目的)

第1条 この基準は、戸田市議会における情報通信機器の使用基準を設けることにより、会議内容の充実及び円滑な進行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 会議 本会議、委員会その他の戸田市議会が行う全ての会議をいう。
- (2) 情報通信機器 パーソナルコンピュータ及びタブレット端末をいい、携帯電話、スマートフォン等は含まないものとする。
- (3) 出席者 議員、執行部及び議会事務局職員で、当該会議に出席する者をいう。

(情報通信機器の使用)

第3条 出席者は、情報通信機器の議場等における利用届出書(別記様式)を提出の上、会議中、情報通信機器の使用ができるものとする。

(遵守事項)

第4条 出席者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 情報通信機器は、音を発しない設定とすること。
- (2) 当該会議の目的外の用途に使用しないこと。
- (3) 審議・審査中の情報を外部に発信しないこと。
- (4) SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)及び掲示板などへの投稿並びにメールの送信をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の運営上支障となる行為をしないこと。

(違反行為に対する措置)

第5条 当該会議の長は、前項の規定に違反する行為をし、又はしようとする者に対しては、注意をするものとする。

2 前項の注意にかかわらず、引き続き違反行為を続ける者について、当該会議の長は、情報通信機器の使用の停止を命ずることができる。

(傍聴者等)

第6条 傍聴者(報道関係者を含む。)については、本基準を適用せず、情報通信機器の使用は認めないものとする。ただし、会議の長の許可を得た場合はこの限りでない。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、当該会議の長が定める。

附 則

この基準は、平成26年2月5日から施行する。